

令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金

募 集 要 領

(申 請 の 手 引 き)

令和5年9月22日

第3版

神奈川県くらし安全防災局防災部 消防保安課

目次

1	はじめに	P 1
2	支援金支給にあたっての注意事項	P 1
3	支援金支給の概要	P 2
	(1) 目的	P 2
	(2) 支援金の支給対象事業	P 2
	(3) 対象事業者	P 2
	(4) 支援対象経費及び支援金額	P 2
	(5) 料金請求額の値引きの方法	P 3
	【参考】値引きの実施方法の具体例	P 4
4	支援金支給の手続きについて	P 5
	(1) 支援金事業参加申請書の提出	P 5
	(2) 事業の参加承認通知の送付	P 5
	(3) 支給申請書兼実績報告書の提出	P 6
	(4) 支援金の支払	P 7
5	事業完了後の関係書類の保管	P 7
	【参考】主な手続きの流れ	P 8
6	よくある質問	P 9
	① 支援対象となる消費者について	P 9～P 10
	② 値引きについて	P 10～P 12
	③ その他	P 13
	④ 追加のよくある質問	P 14
	⑤ 10月への繰越しについて	P 15
7	申請様式等	P 16～P 19
8	申請書等記載例	P 20～P 24

1 はじめに

本手引き（以下「手引き」という。）は、「令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱」（以下「要綱」という。）を補完するために作成するものです。

2 支援金支給にあたっての注意事項

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金は、公的な資金である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本支援金の支給を申請される方や支給を受ける方は、要綱及び手引きの内容を理解していただくとともに、次の点について十分認識したうえで、支援金に係る手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

- (1) 本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は行わないでください。
- (2) 支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 県又は事務局から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適正な対応をいただけない場合、当該支援金に係る事業参加承認が行えない又は参加承認の取消しを行う場合があります。
- (4) 支援金を受給した事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間（令和10年度末まで）保管してください。
- (5) 偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、支援金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- (6) 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該支援金に係る事業参加承認の取消しを行うとともに、受領済の支援金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率10.95%）を加えた額を返還していただきます。
- (7) 要綱、手引きに記載のない部分については、県の指示に従ってください。

3 支援金支給の概要

(1) 目的

エネルギー価格の高騰による利用料金上昇の影響を受けた神奈川県内のLPガス利用者の負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

(2) 支援金の支給対象事業

支給対象事業は、(3)の対象事業者が、県内のLPガス一般消費者等※に対して、令和5年度上半期におけるLPガスの使用料金の負担軽減（利用料金請求額の値引き）を行う事業とします。

※ 液化石油ガス法第2条第2項に規定する「一般消費者等」のうち体積販売で供給される者を指します。

なお、次のLPガス消費者に対する値引きは、支援金の支給対象になりません。

（対象にならないもの）

- ・ 質量販売による供給先
- ・ 高圧ガス保安法に基づくLPガスの供給先
- ・ 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎（国庁舎・県庁舎等）

(3) 対象事業者

支援金の支給対象となる者は次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

ア 法律の液化石油ガス販売事業者又はガス小売業者であって、神奈川県内の一般消費者等にLPガスを販売する者であること。

イ 令和5年7月から9月の検針・請求時に、神奈川県内のLPガスを利用する一般消費者等に対して利用料金請求額の値引きを行い、当該事実を証明できること。（詳細は、(5)を参照）

(4) 支援対象経費及び支援金額

支援対象経費	支援金額
値引き原資	一般消費者等一件当たり 380円×値引きを行った月数（最大6か月分（令和5年4月～9月））
値引きに係る事務経費	1販売所・営業所当たり 150,000円

(5) 料金請求額の値引きの方法

値引き対象期間（令和5年7月～9月）に、原則として一般消費者等一件あたり合計2,280円の値引きを行ってください（380円（税抜）×6か月間（令和5年4月～9月検針・請求分））。

具体的には、令和5年7月・8月・9月の検針・請求時の間の各月で、最大2,280円（税抜）を値引いていただきますが、760円×3回（3か月）のように複数回に分けて値引きするか、最終月（9月）に2,280円をまとめて値引きを行っていただきます。

ただし、料金請求を行わない月や、請求額が基本料金を含め380円（税抜）に満たない月は支援金の支給の対象外となります。

なお、380円×対象月数分の値引きは、必ず元値（税抜額）から行ってください。

（例）7月検針・請求分の請求額が5,500円（税込）の世帯から2か月分の値引きを行う場合

$$\begin{array}{r} 5,000 \text{ 円 (元値 (税抜))} - 760 \text{ 円 (2か月分)} = 4,240 \text{ 円 (税抜)} \\ \text{消費税} \quad \quad \quad 424 \text{ 円} \\ \text{請求額} = \quad \underline{4,664 \text{ 円 (税込)}} \end{array}$$

また、利用者に対して、検針票や別紙等により、値引きを行った旨と値引き額を通知するとともに、その写しなど各消費者に対する値引きの事実を証する書類等を保管してください。

今回の検針・請求分のLPガス利用料金について、神奈川県の支援で〇〇〇円値引きされています。

令和〇年〇月〇日

（事業者名）

（例）検針票の別紙等として値引きを通知する場合の内容の例

※9月検針・請求分までに値引き可能額全額の値引きを行うことができなかった一般消費者等に対しては、やむをえず10月請求分に繰り越して値引きを行うこともできます。その場合の注意点については、よくある質問⑤「10月への繰越しについて」を参照ください。

【参考】値引きの実施方法の具体例

値引きパターン（標準）

	4月 検針・請求	5月 検針・請求	6月 検針・請求	7月 検針・請求	8月 検針・請求	9月 検針・請求	合計
値引パターン ①(3分割)	-	-	-	760円(税抜)	760円(税抜)	760円(税抜)	2280円
	※380円×2か月分=760円で3回値引き						
値引パターン ②(2分割)	-	-	-	0円	1140円(税抜)	1140円(税抜)	2280円
	※380円×3か月分=1140円で2回値引き						
値引パターン ③(一括)	-	-	-	0円	0円	2280円(税抜)	2280円
	※380円×6か月分=2280円を一括値引き						

※将来分を前もって値引きすることはできません。そのため6か月分（2280円）を一括で値引きする場合は、パターン3のように9月検針・請求分で行ってください。

★8月下旬に契約解除した消費者への対応例

	4月 検針・請求	5月 検針・請求	6月 検針・請求	7月 検針・請求	8月 検針・請求	9月 契約なし	合計
値引パターン ①(2分割)	-	-	-	760円(税抜)	1140円(税抜)		1900円
	※7月検針・請求分で760円を値引いた後、契約解除の申出があった場合、値引き対象総額（380円×5か月分=1900円）から、7月値引き分の760円を差し引いた額を8月検針・請求分で値引き						
値引パターン ②(一括)	-	-	-	0円	1900円(税抜)		1900円
	※380円×5か月分=1900円を一括値引き						

※月途中の契約解除により、その月の請求額が基本料金を含め380円未満（税抜）となる月は支援対象になりません。

★6月初旬から契約した消費者への対応例

	4月 契約なし	5月 契約なし	6月 検針・請求	7月 検針・請求	8月 検針・請求	9月 検針・請求	合計
値引パターン ①(2分割)			-	0円	760円(税抜)	760円(税抜)	1520円
	※380円×2か月分=760円で2回値引き						
値引パターン ②(一括)			-	0円	0円	1520円(税抜)	1520円
	※380円×4か月分=1520円を一括値引き						

※利用期間が4か月の場合は、端数が出るため均等割りでの7～9月の3分割はできません

※月途中の契約開始により、その月の請求額が基本料金を含め380円未満（税抜）となる月は支援対象になりません。

4 支援金支給の手続について

県は、本支援金の支給に関する書類審査等の事務を次の事業者に委託しています。支援金の支給に関する提出書類の内容確認や書類の補正依頼等について、当事業者から連絡させて頂くことがありますので御承知ください。

【審査事務等の受託事業者】

株式会社エイチ・アイ・エス

本社所在地：東京都港区虎ノ門 4-1-1 神谷町トラストタワー

本事業に関する事務所所在地：東京都港区虎ノ門 4-1-1 神谷町トラスト
タワー 5階

本事業に関する連絡先：050-1750-5563

(1) 支援金事業参加申請書の提出

ア 申請受付期間

令和5年7月1日（土）～令和5年7月31日（月）【消印有効】

イ 提出書類

- ① 神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加申請書（第1号様式）
- ② 第1号様式別紙
- ③ 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証明する書類（登録済証等）

ウ 提出方法

県ホームページから各様式等をダウンロードし、電子申請（e-kanagawa）又は郵送により提出ください。

〈ホームページURL〉

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/lpshienkin.html>

〈電子申請について〉

申請方法については、県ホームページからご確認ください

〈郵送の場合の提出先〉

住 所：〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県庁くらし安全防災局 防災部

消防保安課 LP ガス・火薬・電気グループ

(2) 事業の参加承認通知の送付

LPガス販売事業者から提出のあった申請書が要綱等の要件を満たし、適当と認められる場合は、支援金に係る「神奈川県LPガス物価高騰対応支援

金事業参加承認通知書（第2号様式）」を送付いたします。

申請内容が適当でないと判断した場合には、「神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加不承認通知書（第3号様式）」にて、承認できない旨を通知します。

(3) 交付申請書兼実績報告書の提出

ア 提出期限

次のいずれかの期間で報告書を提出してください。

- ① 値引きを実施した各月分の請求が完了した日から30日以内
- ② 最終値引き実施月分（9月）の請求が完了した日から30日以内

イ 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

提出書類	備考
神奈川県LPガス物価高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書	第4号様式
第4号様式別紙「支援（値引き）を行った対象世帯一覧」	記載内容 ① 対象世帯（管理番号など世帯を特定できるもの） ② 供給先の市町村名 ③ 支援対象期間（4月から9月）に検針・請求を行った初めの月と最後の月 ④ 値引き対象期間（7月から9月）に行った値引き額
振込先口座の通帳の写し	第4号様式に記入した口座情報（金融機関名、支店名・預金種目（普通・当座等）、口座番号、口座名義人）が記載されたページの写し
その他知事が必要と認める書類	県から指示があった場合に提出

また、交付申請書兼実績報告書の提出後に、県が無作為に選んだ一般消費者等（5件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙の写し等）の提出を、ファックス又は電子メールにより依頼させていただきます。

※ 要綱の改正に伴い、第4号様式別紙の改正（10月繰越分を記入する欄を追加）を行いました。

ウ 提出方法

県ホームページから様式をダウンロードし、必要な添付書類を添えて電子申請（e-kanagawa）又は郵送により提出してください。

〈ホームページ URL〉

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/lpshienkin.html>

〈郵送の場合の提出先〉

住 所：〒105-6905

東京都港区虎ノ門 4-1-1 神谷町トラストタワー 5階

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金受付窓口

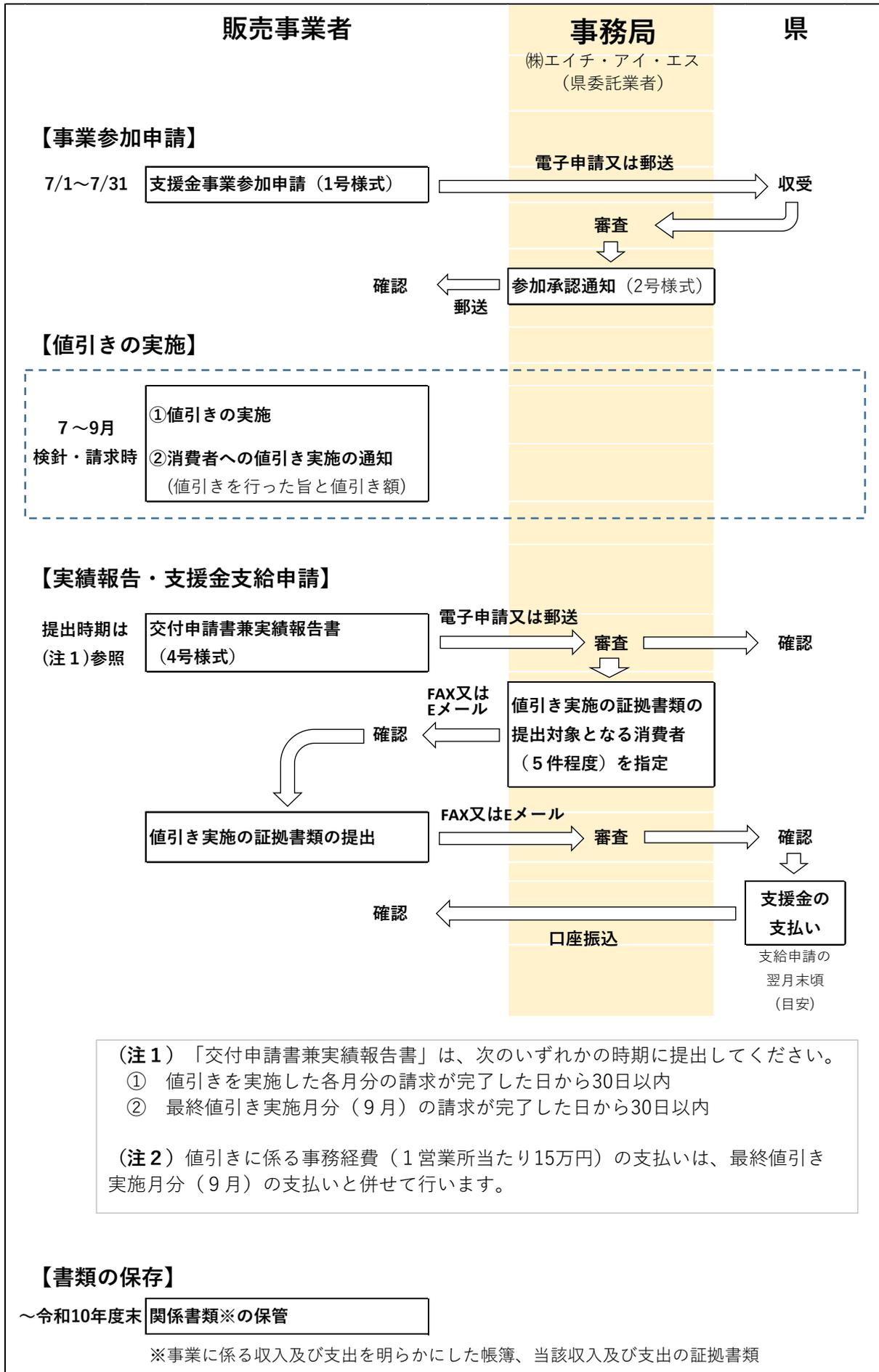
(4) 支援金の支払

交付申請書兼実績報告書の報告内容が適当と認められる場合は、指定された口座に支援金を振り込みます。

5 事業完了後の関係書類の保管

支援金を受給した事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間(令和10年度末まで)保管してください。

【参考】主な手続きの流れ



6 よくある質問

① 支援対象となる消費者について

①-1 値引きの対象者は誰か。

- A. 神奈川県内で液化石油ガス法又はガス事業法に基づきL Pガスの供給を受けている方のうち、体積販売にて供給される方が対象となります。

①-2 質量販売で供給を行っている消費者は対象となるか。

- A. 質量販売で供給を受けている方は対象外となります。

①-3 神奈川県外の事業所が神奈川県内の消費者にL Pガスを供給している場合、対象となるか。

- A. 対象となります。

①-4 神奈川県外の消費者にL Pガスの供給を行っているが、この消費者に値引きを行った場合、支援対象となるか。

- A. 神奈川県外の一般消費者等については、対象外となります。

①-5 支援対象期間は令和5年4月から9月までであるが、対象となる消費者のうち、4月から6月に契約解除を行った者は対象となるか。

- A. 4月から6月に契約解除をし、契約解除をした月に検針・請求を行った方については、対象外となります。事業参加申請時には、7月に検針・請求が発生する方を基に概算数を記載ください。

①-6 コミュニティガス（旧簡易ガス）も対象となるか。

- A. L Pガスの利用世帯であれば、対象となります。

①-7 飲食店のような店舗は対象になるか。また、店舗兼自宅のような場合も対象となるか。

- A. 液化石油ガス法又はガス事業法に基づき供給を行っていれば対象となります。
- 具体的には、冷暖房用や飲食物の調理、クリーニング業や浴場業にガスを使用する店舗は対象となります。
- なお、農作物の栽培のための冷暖房用にL Pガスを使用する場合は、対象外となります。

①-8 供給先が事業所の場合で対象外となるのはどのような場合か。

A. 高圧ガス保安法に基づき、L P ガスの供給を受けている事業所は対象外となります。

具体的には、工事用にL P ガスを用いる場合、農作物の栽培にL P ガスを用いる場合、工場等で工業用にL P ガスを用いる場合は対象外となります。

② 値引きについて

②-1 支援金は1世帯単位となっているが、複数メーターを取り付けている場合、メーター単位でよいか。

A. 利用料金の請求額の算定元となるメーターごとに1消費者（世帯）として扱ってください。

②-2 ガスの使用量が0 m³の場合は対象となるか。また、ガスの使用量が1 m³未満の場合は対象となるか。

A. いずれの場合も、基本料金を含めたひと月のガス料金の合計が380円（税抜）以上となる月は、対象となり、380円未満（税抜）となる月は対象外となります。

②-3 単価契約（基本料金がなく、従量料金だけの契約）は対象となるか。

A. 単価契約をしており、ひと月のガス料金が380円（税抜）未満となる月は対象外となります。ひと月のガス料金が380円（税抜）以上となる月は対象となります。

②-4 2世帯住宅で、世帯ごとにメーターがない場合でも2世帯分値引きしてよいか。

A. 2世帯住宅であってもメーターが1つしかなければ1消費者（世帯）として扱ってください。

②-5 集合住宅で法人等が社宅として複数の部屋を一括で契約している場合、対象となるか。

A. 対象となります。なお、社宅等として複数の部屋を一括で契約している場合は、利用料金の請求額の算定元となるメーター数に応じた消費者数として対象となります。

つまり、算定元となるメーターが1つしかない場合は、1消費者と

して扱い、算定元となるメーターが5つある場合は、5消費者として扱います。

②-6 国の機関、地方自治体の施設は対象となるか。また、公立幼稚園、小中学校、公立保育園等は対象か。

- A. 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎は対象外となります。それ以外の施設（幼稚園・保育園（私立含む）、小中学校（私立含む）、高等学校（私立含む）、病院、図書館等の公共施設等）については、液化石油ガス法又はガス事業法に基づき供給を行っているのであれば、対象となります。

②-7 消費者への値引きの通知方法は、検針票又は請求書への明記でよいか。

- A. 検針票又は請求書に次の例を参考に明記してください。
例：「神奈川県の支援で、〇〇〇円（実際の値引き額）値引きされています」
なお、上記の文言での明記が難しい場合は、「県の支援で〇〇〇円値引」のように短縮した記載でも問題ありません。

②-8 検針票等への明記が困難な場合、どのように対応すればよいか。

- A. 明記が困難な場合は、本手引き3ページ記載の例を参考に別紙等により、県の支援にて値引きが行われている旨の通知をお願いします。

②-9 2,280円の値引きの仕方について、手引きでは均等に値引きを行う方法と一括での値引き方法が記載されているが、販売事業者が値引きの方法を選択のうえ、値引きの実施を行うことでよいか。

- A. 780円×3か月（7月～9月）のように均等に値引きするのか、一括で2,280円の値引きを行うかについては、販売事業者様の都合に合わせて選択いただいて問題ありません。
なお、一括での値引きを行う場合は、9月の検針・請求時での一括値引きをお願いします。

②-10 値引きの方法について、2,280円を2回に分けて1,140円の値引きを行っても問題ないか。

- A. 問題ありません。
ただし、2回に分けて値引きを実施する場合、8月、9月の2か月間での

値引きをお願いします。

②-11 7月（または8月）の検針・請求時に一括で値引きを行っても問題ないか。

- A. 一括での値引きを行う場合は、9月の検針・請求時に行うようお願いいたします。

②-12 7月から9月の3か月間で均等の値引きを予定しているが、8月（または7月）に消費者から契約解除の申し出があった場合、どのように扱えばよいか。

- A. 均等の値引きを行っている中で、消費者から7月又は8月に契約解除の申し出があった場合は、契約解除があった月の検針・請求時に、まだ値引きを行っていない金額をまとめて値引いてください。

例えば、4月から検針・請求を行っている消費者に対し、7月から9月で均等に値引き（760円／月）を行っている中で、8月末をもって契約解除をした場合、8月の検針・請求時に1,140円（1,900円（380円／月×5か月（4月～8月））－760円（7月値引き分））の値引きを行ってください。

なお、月途中の契約解除により、その月の請求額が、基本料金を含め380円（税抜）以上の月は、支援の対象となり、380円未満（税抜）の月は対象外となります。

②-13 9月に一括で値引きを予定しているが、8月（または7月）に消費者から契約解除があった場合、どのように扱えばよいか。

- A. 9月での一括値引きを予定している中で、消費者から7月又は8月に契約解除の申し出があった場合は、契約解除があった月の検針・請求時に一括で値引きを実施してください。

例えば、4月から検針・請求を行っている消費者と8月末をもって契約解除をした場合、8月の検針・請求分にて、1,900円（380円／月×5か月（4月～8月分））の値引きを行ってください。

なお、月途中の契約解除により、その月の請求額が基本料金を含め380円（税抜）以上の月は、支援の対象となり、380円未満（税抜）の月は対象外となります。

③ その他

③-1 神奈川県消費者にLPガスを供給している事業所は複数あるが、事業参加申請と実績報告書の提出については、事業所単位で行うのか。

- A. 事業参加申請と実績報告書の提出については、法人（本社）単位での申請をお願いします。

③-2 事業参加申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出ても問題ないか。

- A. 問題ありません。事業参加申請時には見込みの数で構いません。

③-3 7月から9月の3か月間で均等の値引きを行う予定だが、実績報告は毎月行わなければならないのか。

- A. 3か月分の実績をまとめて報告していただいても問題ありません。

その場合は、9月の値引き実施分の請求が完了した日から30日以内に実績の報告をお願いします。

③-4 検針日と請求日が別の場合は、どちらの日から起算して30日以内に実績報告書を提出しなければならないのか。

- A. 当月分の請求完了日から起算して30日以内に実績報告書を提出してください。

④ 追加のよくある質問

④-1 9月に一括値引きを予定しているが、9月の請求額が値引き額を下回った場合は、どのように値引きを行えばよいか。

A. 請求額が値引き額を下回った場合は、請求額が0円になるまでの値引きで問題ありません。

なお、9月の請求にて消費者に対してマイナス請求を行うことはできませんので、ご注意ください。

※ 個別の問合せに対して行った回答と異なる場合がありますので、ご注意ください。

※ ⑤-1に記載のとおり、9月請求分で値引きを行えなかった額については、10月に繰越して値引きを行えることとしました。

④-2 警察署と消防署は対象となるか。また、駐在所は支援の対象となるか。

A. 警察署及び消防署については、支援対象外となりますが、駐在所については支援の対象となります。

④-3 消防団の詰所は支援の対象となるか。

A. 消防署と同様に、消防団の詰所についても支援対象外となります。

④-4 公民館、集会所は支援の対象となるか。

A. 公民館や集会所等の県民の利用に供する施設は支援対象となります。

④-5 第4号様式別紙について、独自の様式での提出でも問題ないか。

A. 第4号様式別紙の内容が満たされているのであれば、独自の様式でも構いません。別紙については、事業所ごとの記載をお願いします。

⑤ 10月への繰越しについて

⑤-1 これまで県では10月への値引きの繰越しを認めていなかったと思うが、ルールを変えたのか。

A. 令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱及び申請の手引き(第2版)を改正し、本申請の手引き(第3版)から10月への繰越しを行えることとしました。

⑤-2 10月への繰越し値引きは必ず行う必要があるのか。

A. 必ず行う必要はありません。

⑤-3 10月の請求額が繰越分を下回った場合、11月に繰越することはできるか。

A. 11月への繰越しはできません。

⑤-4 10月に繰越して値引きを行った場合、実績報告書での事務経費はいつ計上すればよいか。

また、実績報告書の提出期限はいつか。

A. 繰越して値引きを行った場合は、10月繰越し分報告時での計上をお願いします。

また、実績報告書の提出については、10月繰越し分の値引き完了時から30日以内をお願いします。

⑤-5 10月に繰越して値引きを行った場合、実績報告書に記載する世帯は繰り越した分のみで問題ないか。

A. 10月繰越分の実績報告については、繰越して値引きを行った世帯のみの記載で問題ありません。

⑤-6 既に改正の前の様式で実績報告書を作成したが、改正後の様式で提出しなければならないか。

A. 10月への繰越がなければ改正前の第4号様式別紙での報告でも問題ありません。

7 申請様式等

(第1号様式)

神奈川県知事 殿

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加申請書

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業への参加を申請します。

なお、支給を受けるにあたっては、令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱を遵守します。

概算値引き総額 円（詳細は別紙のとおり）
概算値引き世帯数 世帯（詳細は別紙のとおり）

- 1 本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
 - (1) 本申請書に記載した事業所等は、現に運営をしており、神奈川県内の一般消費者等にLPガスを供給しています。
 - (2) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
 - (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
- 2 なお、申請後に代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は、確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

(添付書類)

- 1 第1号様式別紙
- 2 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証する書面

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	e-mail	

(第1号様式 別紙)

申請対象事業所

事業所名： _____

事業所所在地： _____

総額（値引き額+事務経費）		150,000 円	
概算値引き世帯数		0 世帯	
内訳	2,280 円 (6か月分) ×		世帯 = 0 円
	1,900 円 (5ヶ月分) ×		世帯 = 0 円
	1,520 円 (4ヶ月分) ×		世帯 = 0 円
	1,140 円 (3か月分) ×		世帯 = 0 円
	760 円 (2か月分) ×		世帯 = 0 円
	380 円 (1ヶ月分) ×		世帯 = 0 円
	事務経費		150,000 円

(第4号様式)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(支援事業者) 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和5年7月 日 ~ 令和5年 月 日
支援(値引き)対象総世帯数	世帯(詳細は別紙のとおり)
申請額	金 円(詳細は別紙のとおり)

<振込先>

金融機関名	(金融機関コード)	支店名	(支店番号)
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 金融機関コードが不明な場合は省略可能です。

※ 口座名義人は、通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のものです

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	架電対応 可能な時間帯	
	F A X	
	e-mail	

(第4号様式 別紙)

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

事業所名： _____

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（5件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

No	値引き対象世帯（管理番号など世帯を特定できるも）	市町村名 （政令市は区まで記載）	支援対象期間において 検針・請求を行った初めの月と終わりの月							値引き対象期間において 行った値引き額（円）				合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 （繰越）	7月	8月	9月	10月 （繰越）	
例① （4月から9月まで 検針・請求を行った 場合）	123-45-67890 （または世帯名）	横浜市中区	○						○	760	760	760		2,280
例② （8月から9月まで 検針・請求を行った 場合）	123-45-67891 （または世帯名）	横須賀市					○		○	0	0	760		760
1														0
2														0
3														0
4														0
5														0
6														0
7														0
8														0
9														0
10														0
11														0
12														0
13														0
14														0
15														0
16														0
17														0
18														0
19														0
20														0
21														0
22														0
23														0
24														0
25														0
26														0
27														0
28														0
29														0
30														0
値引き額総計（A）														0
事務経費（B）														150,000
申請額（A+B）														150,000

※行が足りない場合は適宜追加してください

8 申請書等記載例

記載例

(第1号様式)

令和5年7月5日

神奈川県知事 殿

申請者 **横浜市中区日本大通り1**
 氏名 **神奈川県庁ガス株式会社**
 代表者取締役 **神奈川 太郎**

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加申請

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱第6条第1項の規定に基づき、
 添えて神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業への参加を申請します。

なお、支給を受けるにあたっては、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業の

概算値引き総額 **634,500円** (詳細は別紙のとおり)
 概算値引き世帯数 **215世帯** (詳細は別紙のとおり)

様式1別紙の「総額」及び「概算値引き世帯数」記載の額を記入ください。
 事業所等が複数ある場合は、その合計額をそれぞれ記入ください。

- 本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
 - 本申請書に記載した事業所等は、現に運営をしており、神奈川県内の一般消費者等にLPガスを供給しています。
 - 代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者はありません。
 - 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
- なお、申請後に代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は、確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

(添付書類)

- 第1号様式別紙
- 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証する書面

審査を行っていく中で不明な点があれば、こちらに記載の担当者様宛に連絡しますので、必ず記載下さい。

部署名	ガス課	
担当者氏名	神奈川 次郎	
連絡先	電話番号	045-210-1111
	e-mail	045-210-8830
	e-mail	lpanagawa@~

記載例

(第1号様式 別紙)

申請対象事業所

事業所名： 神奈川県庁ガス（株）県庁営業所

事業所所在地： 事業所等が複数ある場合は、
営業所等ごとに作成ください。

総額及び概算値引き世帯数を第1号様式の「概算値引き総額」及び「概算値引き世帯数」に記載ください。
営業所等が複数ある場合は、各営業所等の合計額及び合計世帯数を第1号様式に記載ください。

総額（値引き額+事務経費）		634,500 円	
概算値引き世帯数		215 世帯	
内訳	2,280 円（6か月分） ×	200	世帯 = 456,000 円
	1,900 円（5ヶ月分） ×	15	世帯 = 28,500 円
	1,520 円（4ヶ月分） ×		世帯 = 0 円
	1,140 円（3か月分） ×		世帯 = 0 円
	760 円（2か月分） ×		世帯 = 0 円
	380 円（1ヶ月分） ×		世帯 = 0 円
事務経費			150,000 円

4月から請求・検針が発生している世帯は6か月分、5月から請求・検針が発生している世帯は5月分と扱い、その世帯数を各欄に記載ください。

記載例

(第4号様式)

令和5年9月20日

神奈川県知事 殿

(支援事業者) 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和5年7月15日 ~ 令和5年9月15日
支援(値引き)対象総世帯数	600世帯(詳細は別紙のとおり)
申請額	金13,650,000円(詳細は別紙のとおり)

毎月実績報告を行う場合は、値引きを実施した各月分の請求が完了した日を「完了日」として記入ください。

様式4別紙の「申請額」及び値引きを行った「総世帯数」を記入ください。
事業所等が複数ある場合は、その合計額をそれぞれ記入ください。

<振込先>

金融機関名	県庁銀行 (金融機関コード1111)	支店名	県庁支店 (支店番号111)						
預金種目	普通 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	カナガワ タロウ								
口座名義人	神奈川 タロウ								

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 金融機関コードが不明な場合は省略可能です。

※ 口座名義人は、通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のものです

提出された4号様式別紙から県が無作為に選んだ一般消費者等(5件程度)について、値引きの事実が確認できるものの提出の依頼を記載されている連絡先に行いますので、必ず記入ください。

部署名	ガス課	
担当者氏名	神奈川 次郎	
連絡先	電話番号	045-210-1111
	架電対応可能な時間帯	平日13時~17時
	FAX	045-210-830
	e-mail	lpanagawa@~

(第4号様式 別紙)

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

記載例①
(最終月(9月分又は10月分)の報告の場合)

事業所名：**県庁ガス横浜営業所**

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（5件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

No.	値引き対象世帯（管理番号など世帯を特定できるも）	市町村名 （政令市は区まで記載）	支援対象期間において 検針・請求を行った初めの月と終わりの月							値引き対象期間において 行った値引き額（円）				合計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 （繰越）	7月	8月	9月	10月 （繰越）		
例① (4月から9月まで 検針・請求を行った 場合)	123-45-67890 (または世帯名)	横浜市中区							○						2,280
例② (8月から9月まで 検針・請求を行った 場合)	123-45-67891 (または世帯名)	横須賀市								○					760
1	111-111	川崎市	○								760	760	760	0	2,280
2	222-222	小田原市		○							760	760	300	460	2,280
3															0
4															0
5															0
6															0
7															0
～途中省略～															
23															0
24															0
25															0
26															0
27															0
28															0
29															0
30															0
値引き額総計(A)											1,520	1,520	1,000		4,560
事務経費(B)															150,000
申請額(A+B)															154,560

※行が足りない場合は適宜追加してください

(第4号様式 別紙)

支援(値引き)を行った対象世帯一覧

記載例②
(7月、8月又は9月実績を報告する場合)

事業所名: 県庁ガス横浜営業所

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯(5件程度)について、値引きの事実が確認できるもの(検針票、値引き額を明示した別紙等)を提出していただきます。

No	値引き対象世帯(管理番号など世帯を特定できるもの)	市町村名 (政令市は区まで記載)	支援対象期間において 検針・請求を行った初めの月と終わりの月							値引き対象期間において 行った値引き額(円)				合計		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 (繰越)	7月	8月	9月	10月 (繰越)			
例① (4月から9月まで 検針・請求を行った 場合)	123-45-67890 (または世帯名)	横浜市中区	○							○		760	760	760		2,280
例② (8月から9月まで 検針・請求を行った 場合)	123-45-67891 (または世帯名)	横須賀市							○	○		0	0	760		760
1	111-111	川崎市	○									760	760			1,520
2	222-222	小田原市			○								760			760
3																0
4																0
5																0
6																0
7																0
20																0
21																0
22																0
23																0
24																0
25																0
26																0
27																0
28																0
29																0
30																0
値引き額総計(A)																2,280
事務経費(B)																150,000
申請額(A+B)																152,280

4月から検針・請求を行っている世帯は、4月に「○」を記入ください(終わりの月の「○」は不要です)
また、5月以降に検針・請求が発生した世帯は、最初に検針・請求を行った月に○を記入ください。
ただし、実績報告の対象となる月より前に契約解除があった場合は、契約解除があった月に終わりの月の「○」を記入ください。

7月の実績報告時には、7月に行った値引き額のみを記入し、8月の実績報告時には7月の値引き額に加え、8月に行った値引き額を記入ください。

経費の15万円については、最後の実績報告(9月分又は10月分)の報告後にお支払いしますので、7月、8月に実績報告を行う場合は、こちらの欄は「0」と記入ください。

申請額を第4号様式の「支援額」に記載ください。
事業所等が複数ある場合は、各事業所等の申請額の合計を第4号様式に記載ください。

※行が足りない場合は適宜追加してください

【お問合せ先・各申請書類等の提出先】

神奈川県庁くらし安全防災局防災部

消防保安課 LP ガス・火薬・電気グループ

(平日 8時30分から17時15分まで)

住 所：〒231-8588

横浜市中区日本大通1

電 話：045-210-3484

F A X：045-210-8830